



長運輸第1269号の2  
長運整第244号の2  
平成22年7月13日

自動車運送事業者 各位

長野運輸支局長



「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を活用した  
運転者の健康管理の実施について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長、自動車技術安全部長から別紙（平成22年7月7日付け北信交旅第245号、北信交貨第99号、北信技保第29号）のとおりに通知があったので了知されるとともに、輸送の安全の確保に万全を期されるようお願い致します。

なお、通達中の別添「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」については、国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03analysis/press20100706.html>）に掲載しています。



北信交旅第245号  
北信交貨第99号  
北信技保第29号  
平成22年7月7日

長野運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長



北陸信越運輸局自動車技術安全部長



「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を活用した運転者の健康管理の実施について

標記について、自動車交通局安全政策課長から別紙写し（平成22年7月6日付け国自安第44号の3）のとおり通達があったので了知されるとともに、関係事業者に対し周知願います。



国自安第44号の3  
平成22年7月6日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局安全政策課長

「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を活用した  
運転者の健康管理の実施について

標記について、別添のとおり社団法人日本バス協会会長、高速ツアーバス連絡協議会  
会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び社団法人全日本トラック協会会長あて通  
達したので了知するとともに、関係事業者に対し指導されたい。



国自安第44号の3

平成22年7月6日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車交通局安全政策課長

「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を活用した  
運転者の健康管理の実施について

標記について、別添のとおり社団法人日本バス協会会長、高速ツアーバス連絡協議会  
会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び社団法人全日本トラック協会会長あて通  
達したので了知するとともに、関係事業者に対し指導されたい。

国自安第44号

平成22年7月6日

社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長



「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を活用した  
運転者の健康管理の実施について

運送事業者における運転者の健康管理については、これまでも、「事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について」（平成21年3月23日付け国自安第116号）等で徹底をお願いしているところですが、今般、国土交通省自動車交通局に設置した「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において、運送事業者が運転者の健康管理を実施するために必要な手続等をまとめた「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を、別添のとおり作成しましたので、貴会傘下事業者に対して、このマニュアルを活用することにより、運転者の適切な健康管理をより一層推進するよう、周知方お願い致します。

また、運送事業者が運転者の健康管理を行うためには、医師との関係が重要であり、産業医の選任義務がない中小の運送事業者などに対して、各地域の地域産業保健センター※などと協力して、相談すべき医師の確保等健康管理の取組みに対する支援を図るよう併せてお願い致します。

※ 地域産業保健センターとは、厚生労働省の地域産業保健センター事業に基づき、産業医の選任義務のない事業場の事業者や労働者を対象として、健康相談等の保健サービスを無料で提供しているところであり、全国347か所に設置されている。

国自安第44号

平成22年7月6日

高速ツアーバス連絡協議会会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長

「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を活用した  
運転者の健康管理の実施について

運送事業者における運転者の健康管理については、これまでも、「事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について」（平成21年3月23日付け国自安第116号）等で徹底をお願いしているところですが、今般、国土交通省自動車交通局に設置した「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において、運送事業者が運転者の健康管理を実施するために必要な手続等をまとめた「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を、別添のとおり作成しましたので、貴会傘下事業者に対して、このマニュアルを活用することにより、運転者の適切な健康管理をより一層推進するよう、周知方お願い致します。

また、運送事業者が運転者の健康管理を行うためには、医師との関係が重要であり、産業医の選任義務がない中小の運送事業者などに対して、各地域の地域産業保健センター※などと協力して、相談すべき医師の確保等健康管理の取組みに対する支援を図るよう併せてお願い致します。

※ 地域産業保健センターとは、厚生労働省の地域産業保健センター事業に基づき、産業医の選任義務のない事業場の事業者や労働者を対象として、健康相談等の保健サービスを無料で提供しているところであり、全国347か所に設置されている。

国自安第44号の2

平成22年7月6日

社団法人全国乗用自動車連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長

「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を活用した  
運転者の健康管理の実施について

今般、国土交通省自動車交通局に設置した「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において、運送事業者が運転者の健康管理を実施するために必要な手続等をまとめた「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を、別添のとおり作成しましたので、貴会傘下事業者に対して、このマニュアルを活用することにより、運転者の適切な健康管理をより一層推進するよう、周知方お願い致します。

また、運送事業者が運転者の健康管理を行うためには、医師との関係が重要であり、産業医の選任義務がない中小の運送事業者などに対して、各地域の地域産業保健センター※などと協力して、相談すべき医師の確保等健康管理の取組みに対する支援を図るよう併せてお願い致します。

※ 地域産業保健センターとは、厚生労働省の地域産業保健センター事業に基づき、産業医の選任義務のない事業場の事業者や労働者を対象として、健康相談等の保健サービスを無料で提供しているところであり、全国347か所に設置されている。

国自安第44号の2

平成22年7月6日

社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長

「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を活用した  
運転者の健康管理の実施について

今般、国土交通省自動車交通局に設置した「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」において、運送事業者が運転者の健康管理を実施するために必要な手続等をまとめた「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」を、別添のとおり作成しましたので、貴会傘下事業者に対して、このマニュアルを活用することにより、運転者の適切な健康管理をより一層推進するよう、周知方お願い致します。

また、運送事業者が運転者の健康管理を行うためには、医師との関係が重要であり、産業医の選任義務がない中小の運送事業者などに対して、各地域の地域産業保健センター※などと協力して、相談すべき医師の確保等健康管理の取組みに対する支援を図るよう併せてお願い致します。

※ 地域産業保健センターとは、厚生労働省の地域産業保健センター事業に基づき、産業医の選任義務のない事業場の事業者や労働者を対象として、健康相談等の保健サービスを無料で提供しているところであり、全国347か所に設置されている。